

高齢者をねらう



悪質商法にご用心

高齢者をターゲットにした訪問販売等の被害や苦情が全国の消費生活センターに数多く寄せられています。

高齢者は3つの大きな不安「お金」「健康」「孤独」を持つていると言われています。悪質業者は言葉巧みにこれらの人々の不安をあおり、親切にして信頼をねらっています。また、高齢者は自宅にいることが多いため、訪問販売や電話勧誘販売による被害が多くなっています。

トラブルに遭わないためには、きつぱりと断ることが重要です。

高齢者の方がよく被害に遭われる販売方法

①家庭訪問販売

特徴 販売業者が自宅を訪問し、商品やサービスを販売する方法。強引な勧誘や長時間に及ぶ勧誘など、問題も多くなっています。

事例 「ガスを使用するより安くない」とオール電化の説明をされ

恐怖を感じるような悪質な販売方法の場合でも安易に契約せず、最寄りの警察署へ連絡しましょう。

特徴 販売業者が消費生活相談窓口へ相談してしまっても8日以内であれば、クーリングオフが可能です。

を聞き始めた。「明日までに契約すれば特別に安くできる」と契約を急がされ、契約してしまった。後で調べたら、相場よりも高い金額で契約してしまっていた。

②電話勧誘販売

特徴 業者が消費者に電話をかけ、または電話をかけさせ、その電話による勧誘で、郵便などで契約をさせる方法。不意打ち性が高く、交渉過程が書面に残らないため、強引な勧誘や明らかなる説明が目立ちます。

事例 「掛け軸の購入者として県内で5名に選ばれました」と電話があり、断つてもしつこく電話や封書が送られてきた。「契約書を書くまでは電話を切らない」と言われ、仕方なく書いてしまった。

財布を守る秘訣

さいふをまるもる
誘い文句にのせられないで
家の戸、財布にしっかり鍵かけて
不審な人には注意して
お断り上手になりましょう
まず家族や消費生活センターへ相談
もしもに備えて成年後見制度を利用
留守番、1人暮らしほれで安心

家に未使用のふとんや健康食品などが大量にあった場合は、本人に経緯などを確認する必要があります。内容によっては、契約が一部取り消せることもありますので、早めに消費生活相談窓口へ相談ください。

特徴 1人の消費者に次から次へと契約させる方法。同じ商品を何度も購入させるケースや、複数の業者が異なる商品を次々に契約させるケースなどがあります。

事例 認知症の父が、約3年間に訪問販売で布団などを次々に買わされた。業者が次々変わり、「訪問しないで」と言つたが、何度も訪ねてきたといつ。また、この業者以外にもたくさんの契約があった。

消費生活メモ

●突然自宅を訪れる貴金属等の買い取りサービスに関するトラブル

【事例】

「着物の買い取りをすると言って訪問してきた業者に貴金属もしつこく要求され、怖くて断れなかった」

「見せた貴金属をすぐに買い取られ、解約を申し出たが返してもらえないかった」

【注意点】

買い物取ってもらうつもりがないなら毅然と断ること。いったん業者に引き渡された物品を取り戻すのは極めて困難です。居座ったり、怖い思いをした時は警察へ連絡してください。買い物取を依頼する場合でも、一人で対応せず家族や近所の人に同席してもらうようにしましょう。

◆問い合わせ先

住民課 生活環境交通担当

☎ ⑤(6578) 有線⑤7784

滋賀県消費生活センター

☎ 0749-23-0999